

京都市教育委員会告示第3号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則（以下「規則」という。）第2条第1項ただし書の規定により、次のとおり京都市立高等学校の通学区域の調整を行い、平成25年度第1学年入学者に適用する。

平成24年8月28日

京都市教育委員会

調整の対象となる通学区域	調整内容
規則別表2に掲げる通学区域（京都市立紫野高等学校普通科第類の通学区域）	京都市立周山中学校の通学区域を含む。 ただし、10人以内

（教育委員会事務局指導部学校指導課）